

## 蒲郡市シティセールス基本方針策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市が有するロケーションや人的資源を市内外へ効果的にアピールし、関係人口の増加や市民の地域愛を育むことを目的とするシティセールスに係る基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定するに当たり、関係者から広く意見を聴くため、蒲郡市シティセールス基本方針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本方針の策定に関すること。
- (2) その他基本方針の策定に関し必要な事項に関すること。

### (委員)

第3条 委員会は、別表に掲げる団体等の代表者並びに部及び課の長を委員として構成し、委員は市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 3 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本方針策定の日までとする。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、会議は市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、産業環境部観光商工課シティセールス推進室において処理する。

(実施細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月29日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、基本方針策定の日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

団 体 等
蒲郡シティセールスプロジェクト
蒲郡商工会議所
蒲郡青年会議所
蒲郡市観光協会
蒲郡市農業協同組合
蒲郡市漁業振興協議会
蒲郡信用金庫
愛知県飲食生活衛生同業組合蒲郡支部
蒲郡市総代連合会
がまごおり市民まちづくりセンター
蒲郡市産業環境部
蒲郡市企画部企画政策課
蒲郡市企画部秘書広報課
蒲郡市企画部協働まちづくり課
蒲郡市市民福祉部子育て支援課
蒲郡市産業環境部観光商工課
蒲郡市産業環境部農林水産課
蒲郡市都市開発部企業立地推進課
蒲郡市教育委員会学校教育課
蒲郡市教育委員会生涯学習課